

議案説明資料

【 目 次 】

- ・ **議案第 4 号 から 議案第 6 号 まで**
 - ・ 字の名称を廃止することについて
 - ・ 字の区域及び名称を新たに画することについて
 - ・ 字の区域を変更することについて
- ・ **議案第 10 号**
八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について …… p. 33
- ・ **議案第 12 号**
八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について …… p. 36
- ・ **議案第 19 号**
八幡浜市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… p. 38

令和 7 年 3 月

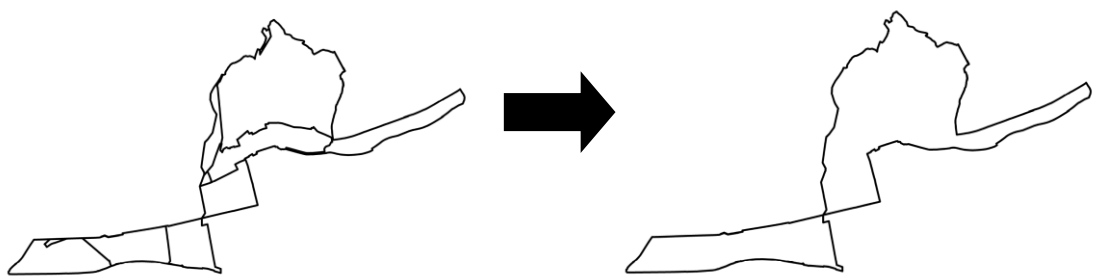
(令和 7 年 2 月 25 日提出)

議案第 4 号から議案第 6 号まで関係

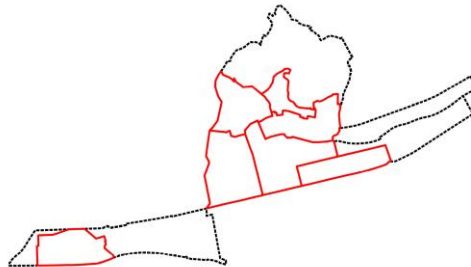
件名	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第 4 号：字の名称を廃止することについて ・議案第 5 号：字の区域及び名称を新たに画することについて ・議案第 6 号：字の区域を変更することについて
担当課	産業建設部 農林課
根拠法令等	・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条
効力発生日	地方自治法第 260 条第 2 項の規定による告示の指定する日 (令和 7 年 5 月 3 日予定)

【概要】

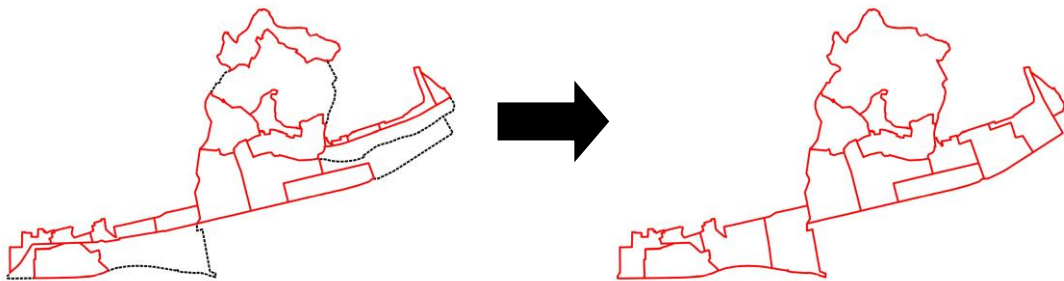
① 議案第 4 号…令和 6 年度国土調査完了地区の八幡浜地番の小字を廃止する。



② 議案第 5 号…①で小字を廃止した区域及び松柏地番の一部に、字の区域及び名称を新たに画する。

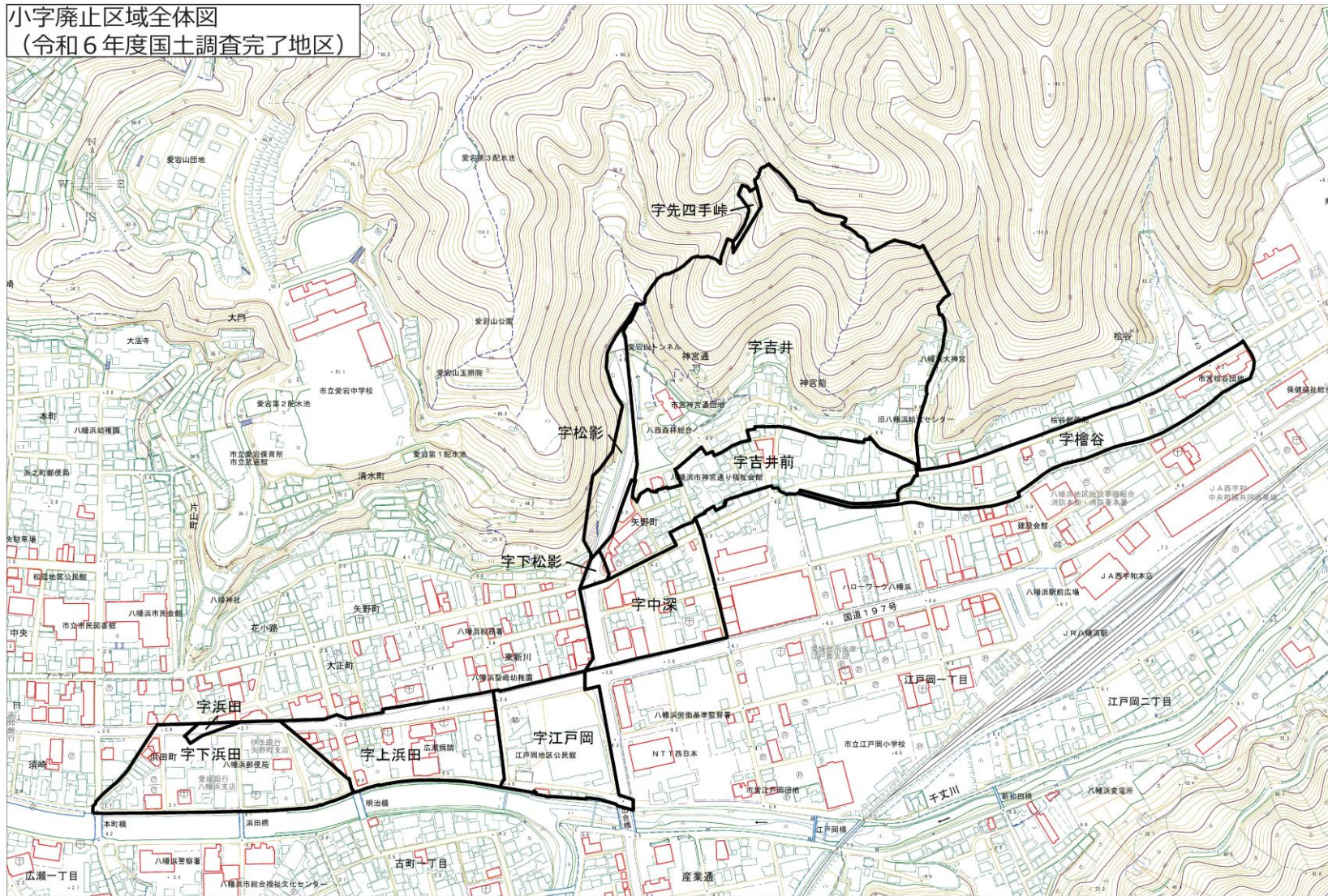


③ 議案第 6 号…①で小字を廃止し②に該当していない区域及び松柏地番の一部を、地番整理事業実施済みの区域に編入する。

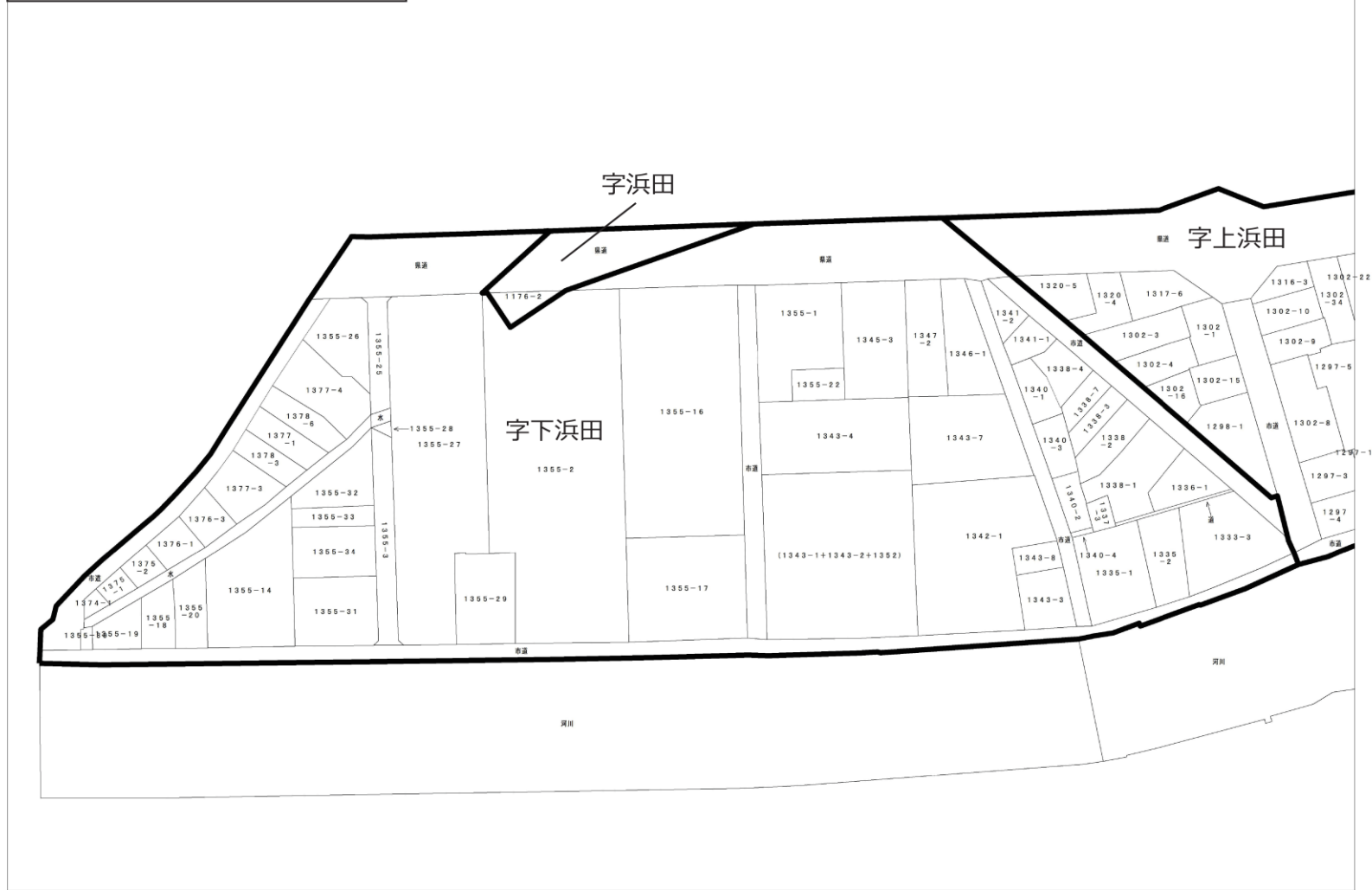


【その他特記事項】全体図及び明細図については、次項以降を参照

小字廃止区域全体図
(令和6年度国土調査完了地区)



小字廃止区域明細図①
(令和6年度国土調査完了地区①)



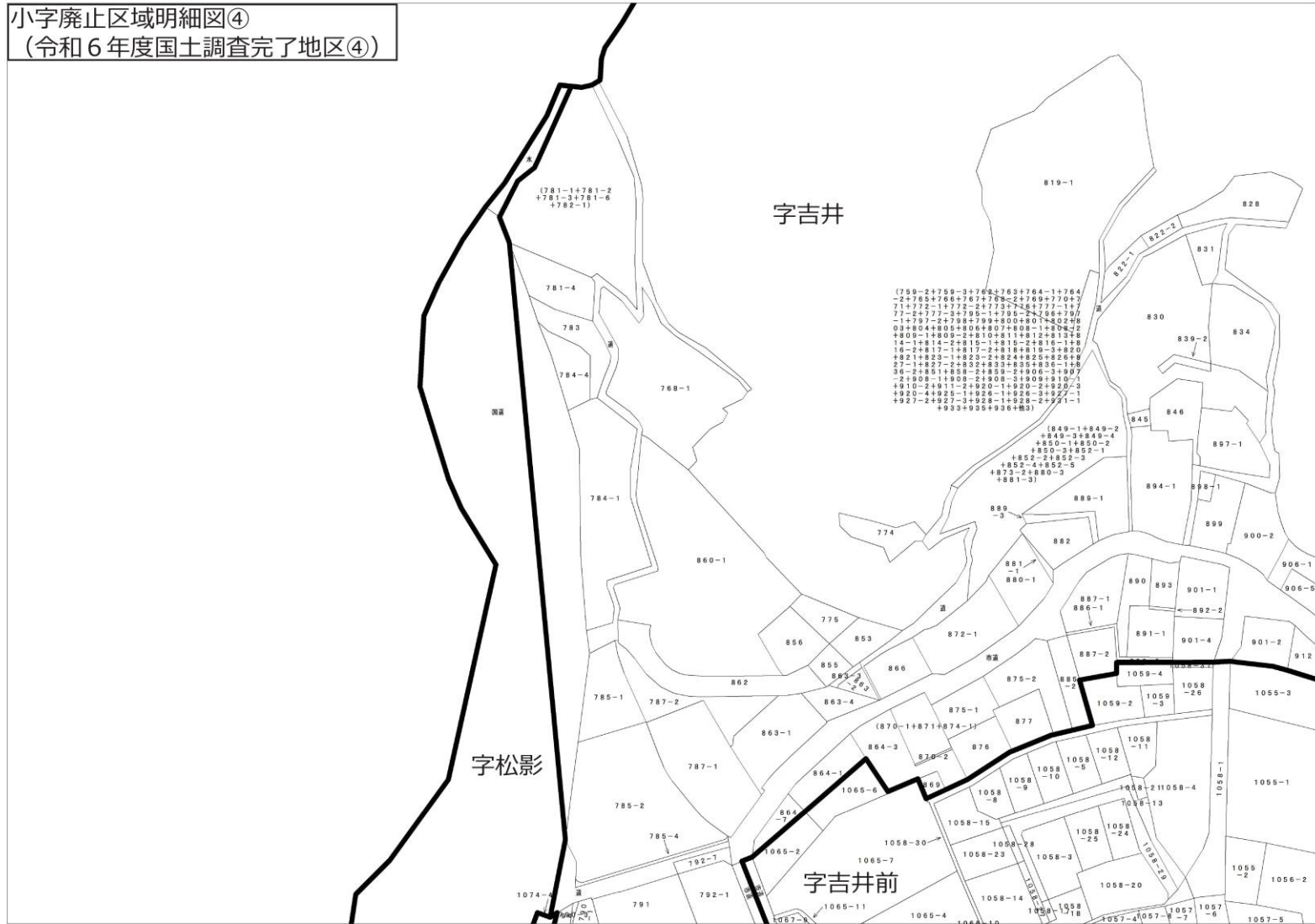
小字廃止区域明細図②
(令和6年度国土調査完了地区②)



小字廃止区域明細図③
 (令和6年度国土調査完了地区③)



小字廃止区域明細図④
 (令和6年度国土調査完了地区④)



小字廃止区域明細図⑤
 (令和6年度国土調査完了地区⑤)



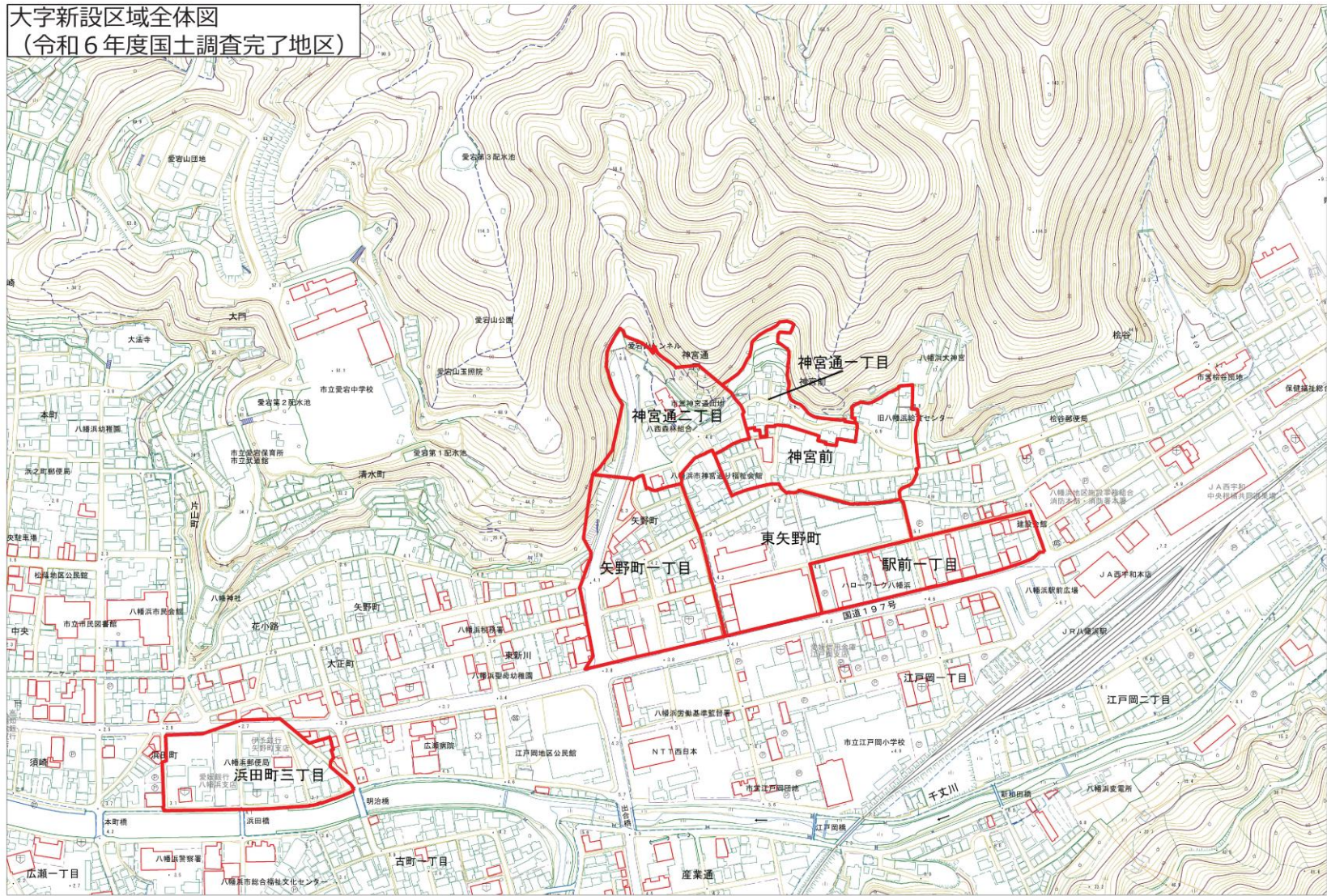
小字廃止区域明細図⑥
 (令和6年度国土調査完了地区⑥)



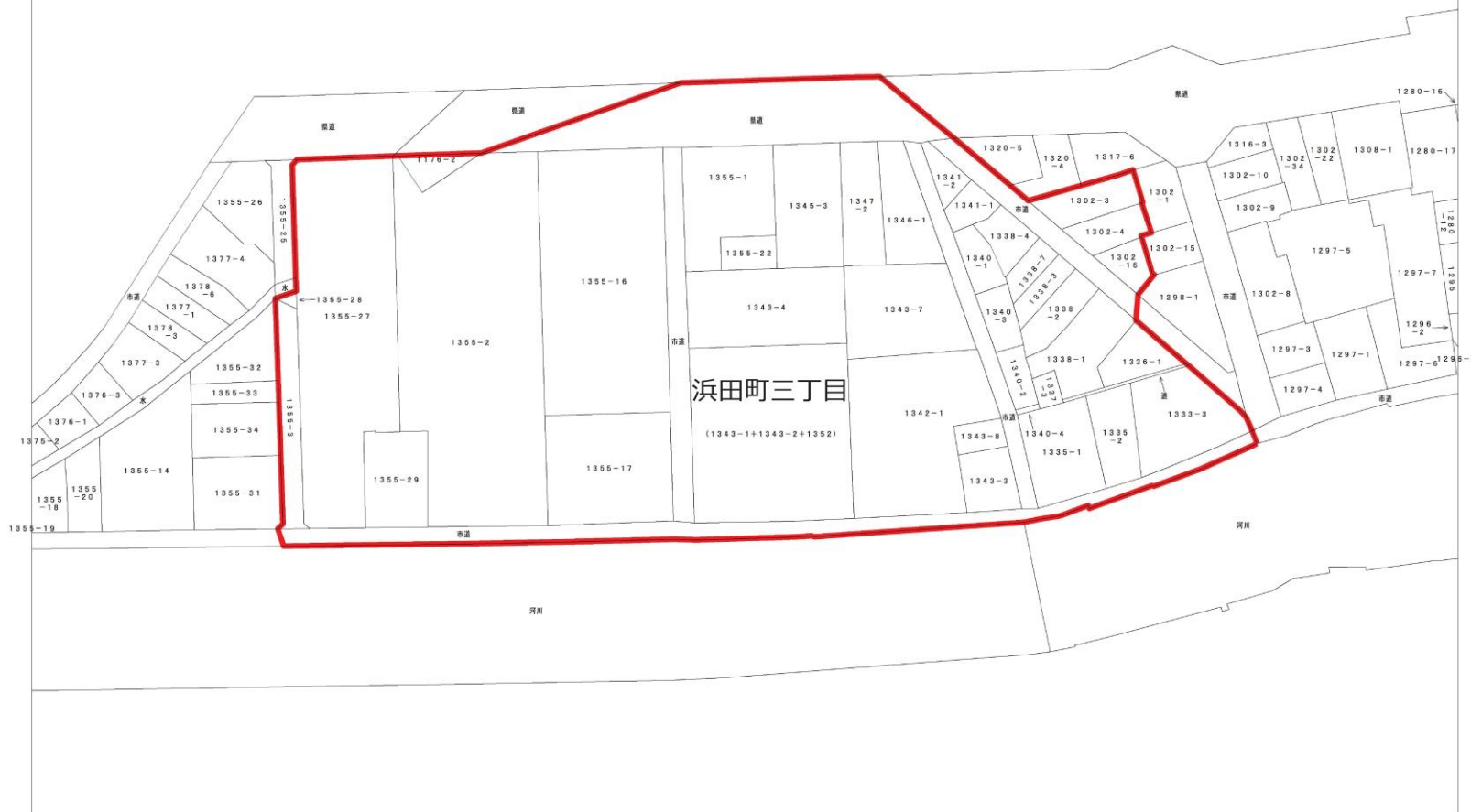
小字廃止区域明細図⑧
(令和6年度国土調査完了地区⑧)



大字新設区域全体図
(令和6年度国土調査完了地区)



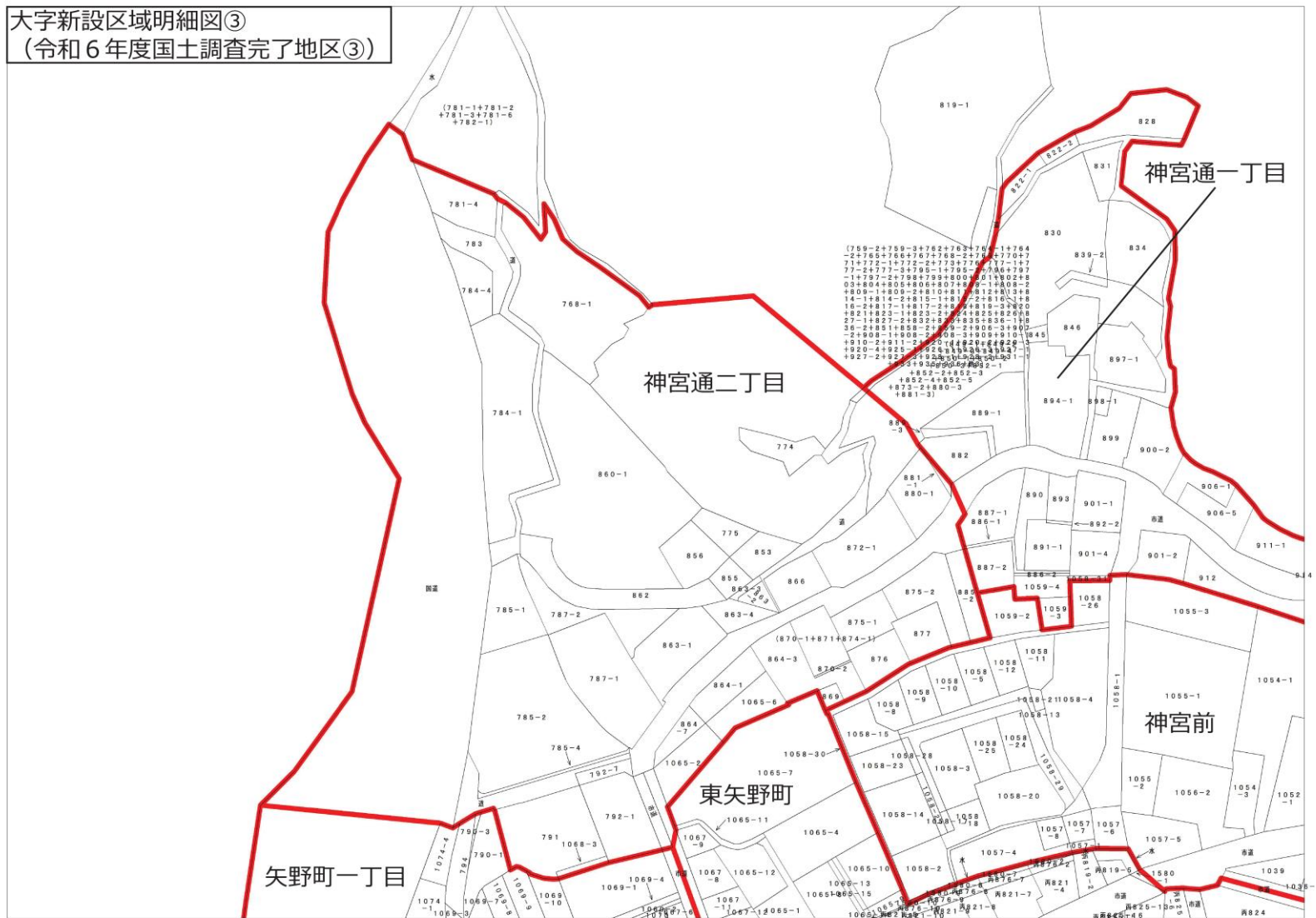
大字新設区域明細図①
(令和6年度国土調査完了地区①)



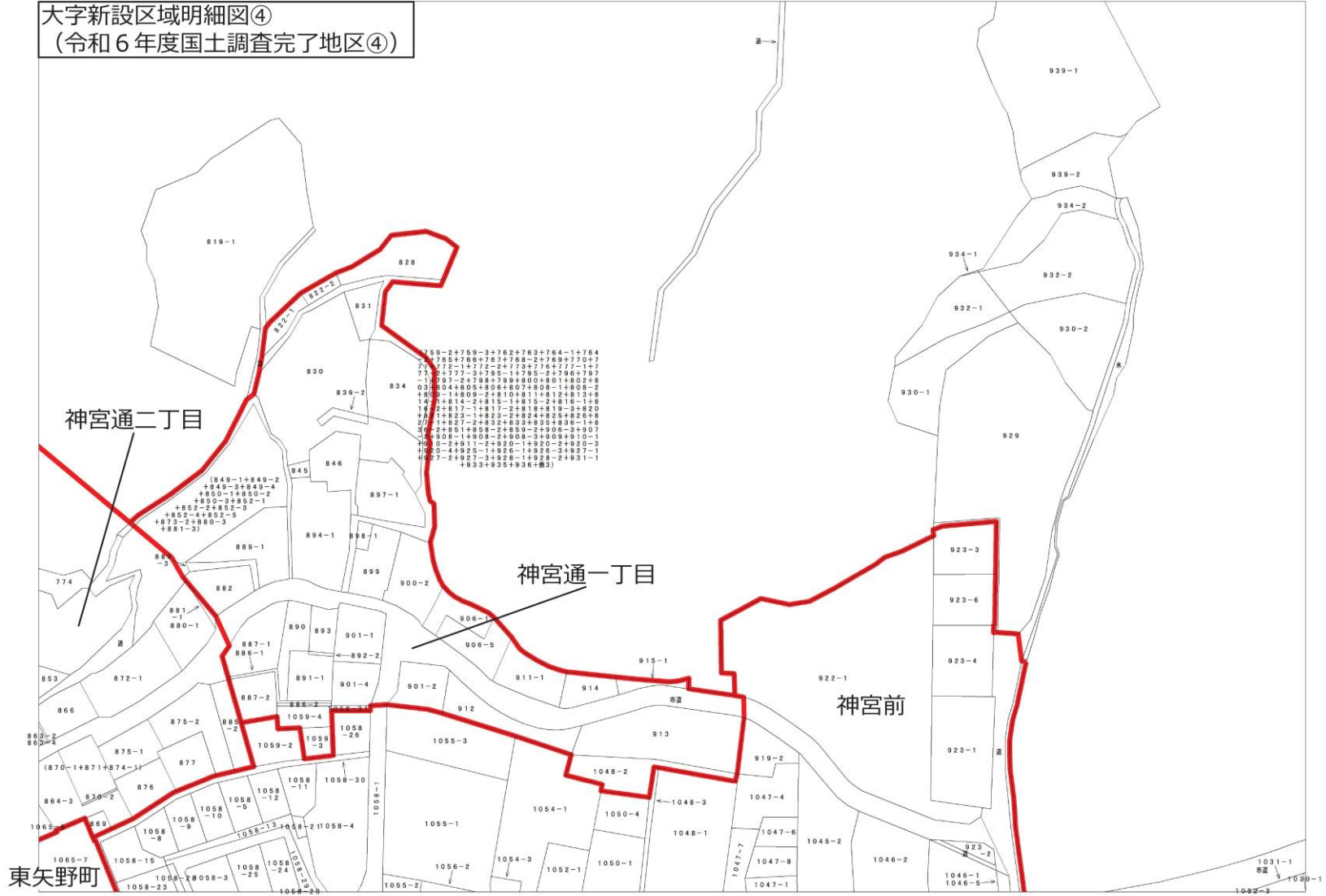
大字新設区域明細図②
(令和6年度国土調査完了地区②)



大字新設区域明細図③
(令和6年度国土調査完了地区③)



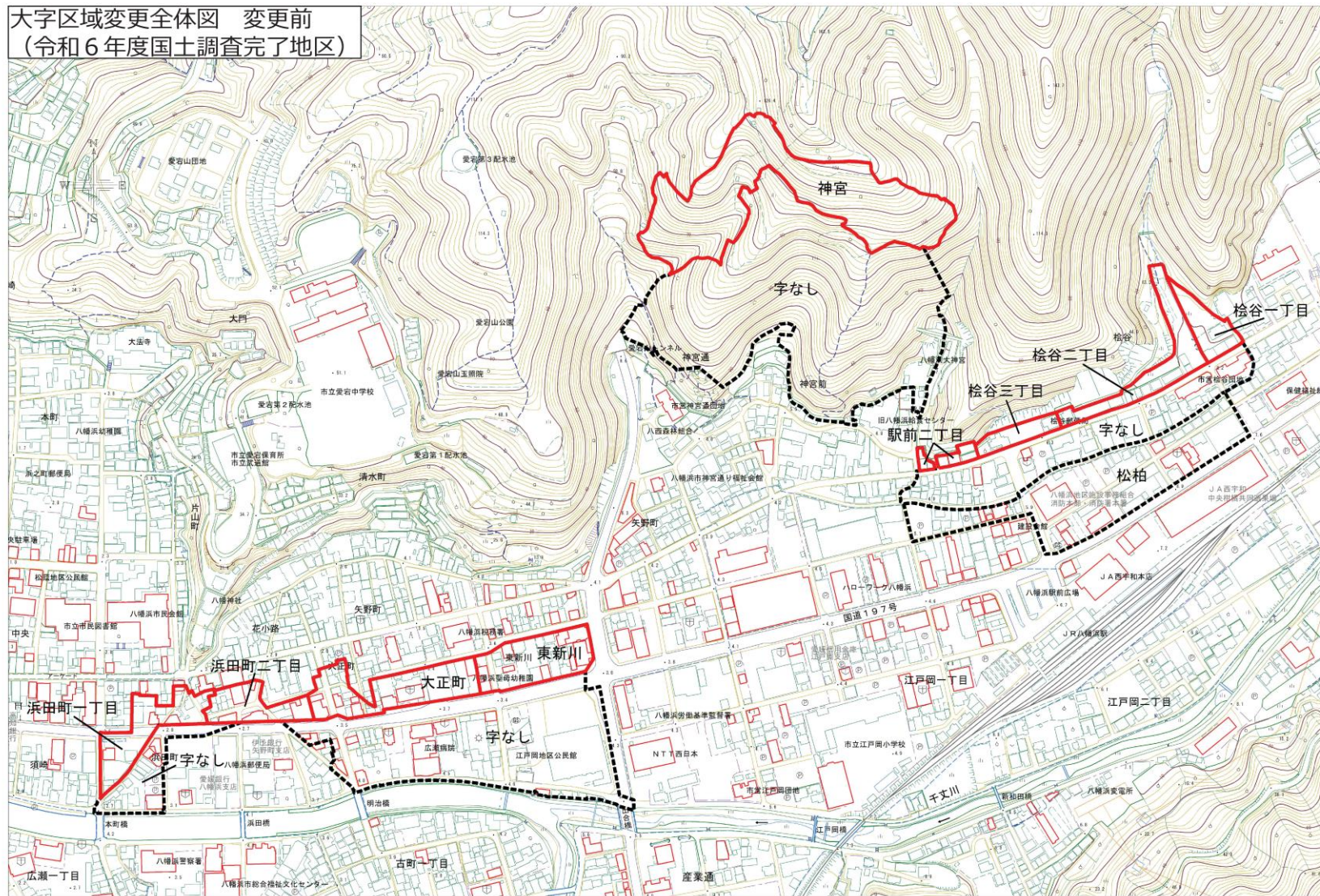
大字新設区域明細図④
 (令和6年度国土調査完了地区④)



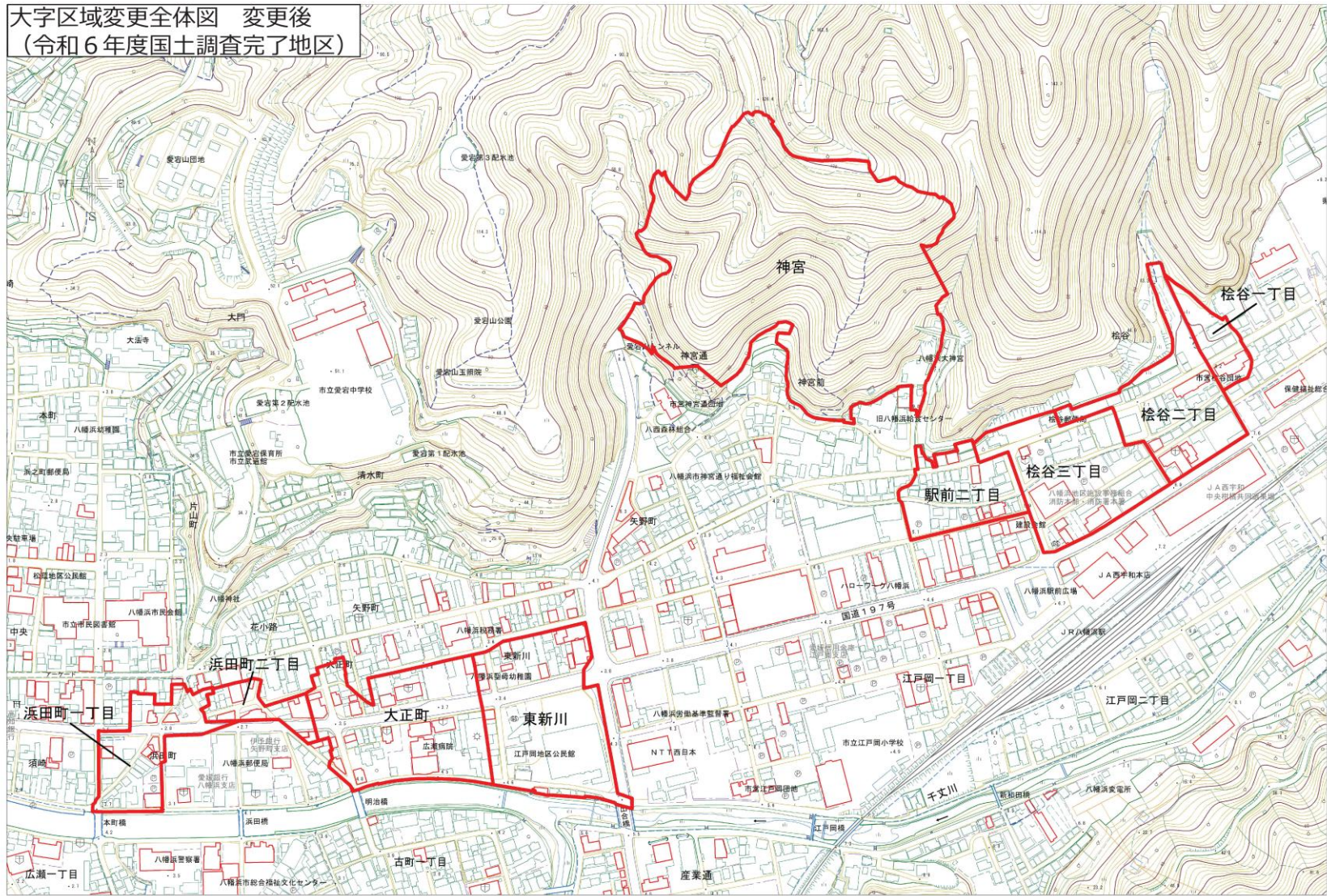
L/D9-2+759-3+782+93+164-1+784
 -24765+766476+768-2+769+770+7
 71+72-1+72-2+73+74+75+76+77+78
 77-2+77-3+795-1+795-2+796+797
 -1+797-2+798+799+800+801+802+8
 03+804+805+806+807+808-1+808-2
 +809-1+809-2+810+811+812+813+8
 14-1+814-2+815-1+815-2+816-1+8



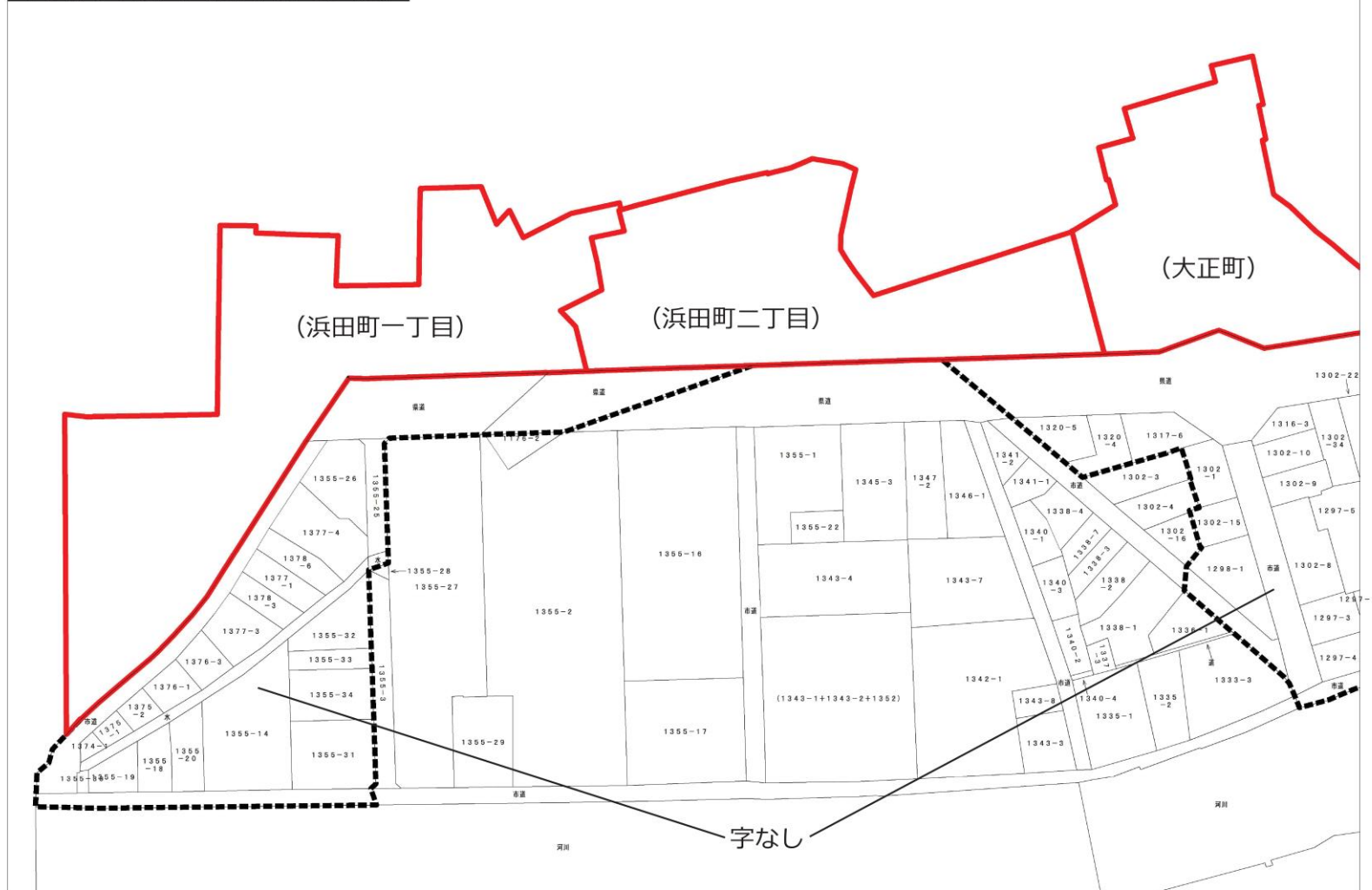
大字区域変更全体図 変更前
(令和6年度国土調査完了地区)



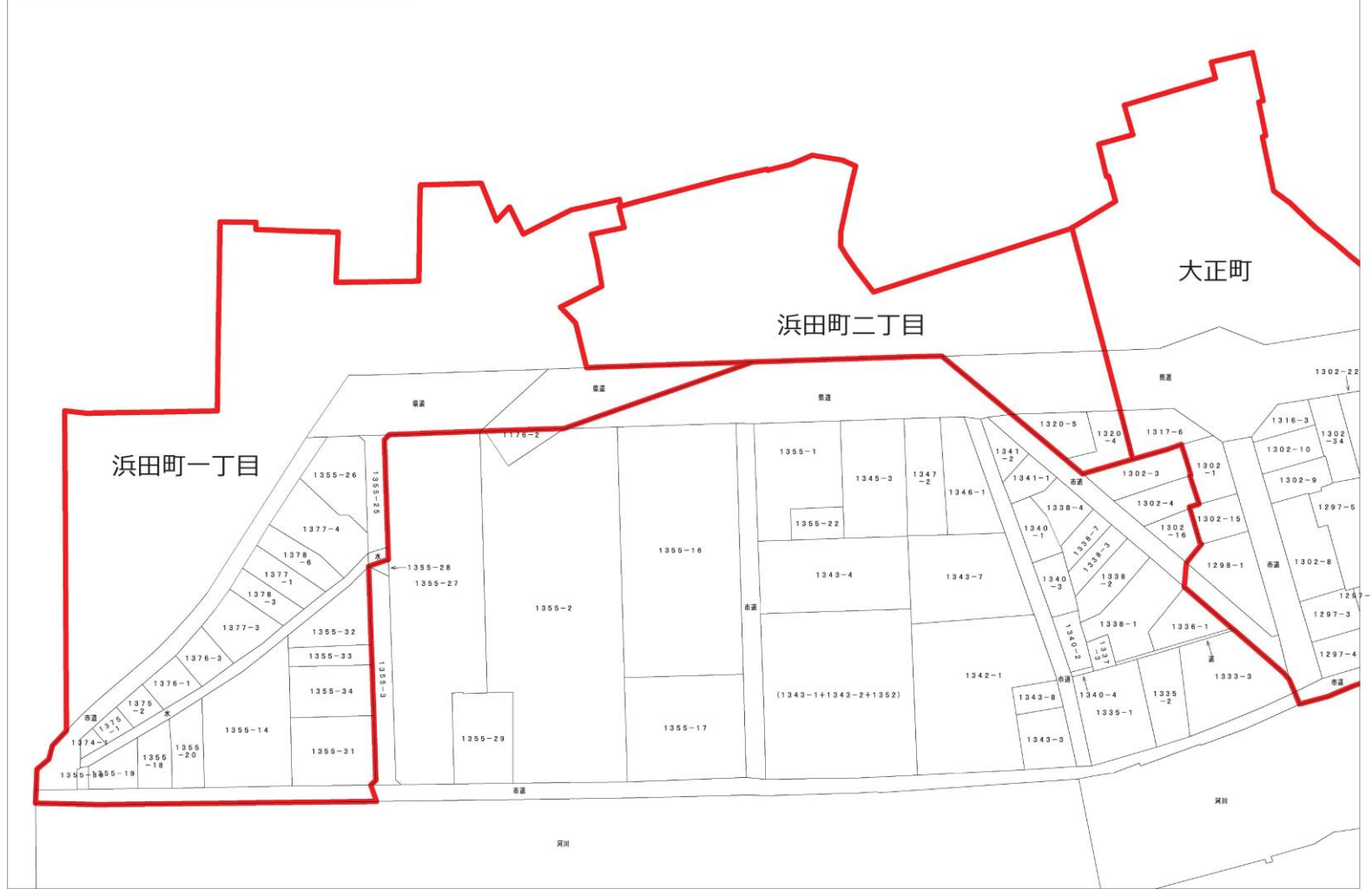
大字区域変更全体図 変更後
(令和6年度国土調査完了地区)



大字区域変更明細図 変更前①
(令和6年度国土調査完了地区①)



大字区域変更明細図 変更後①
(令和6年度国土調査完了地区①)



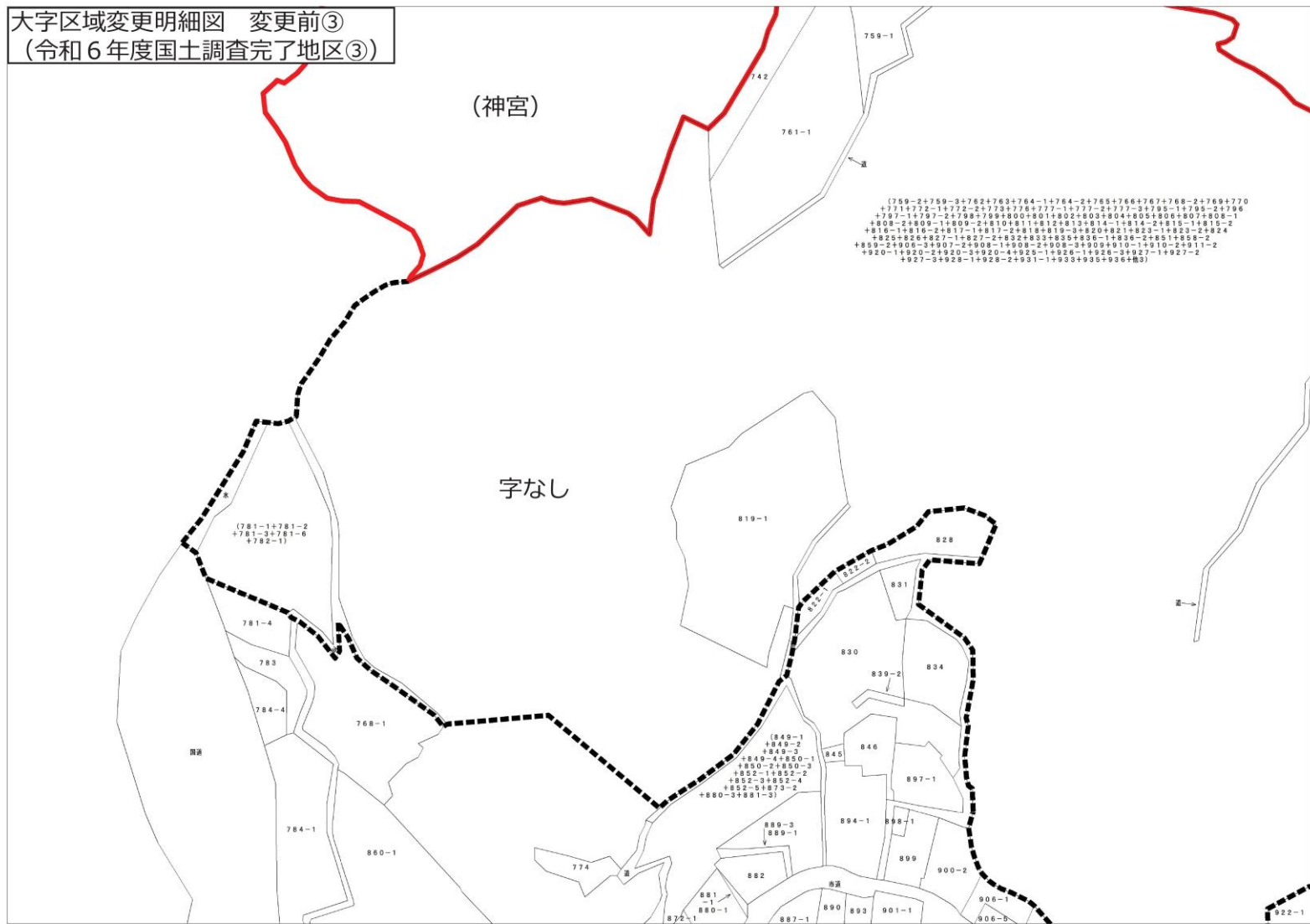
大字区域変更明細図 変更前②
(令和6年度国土調査完了地区②)



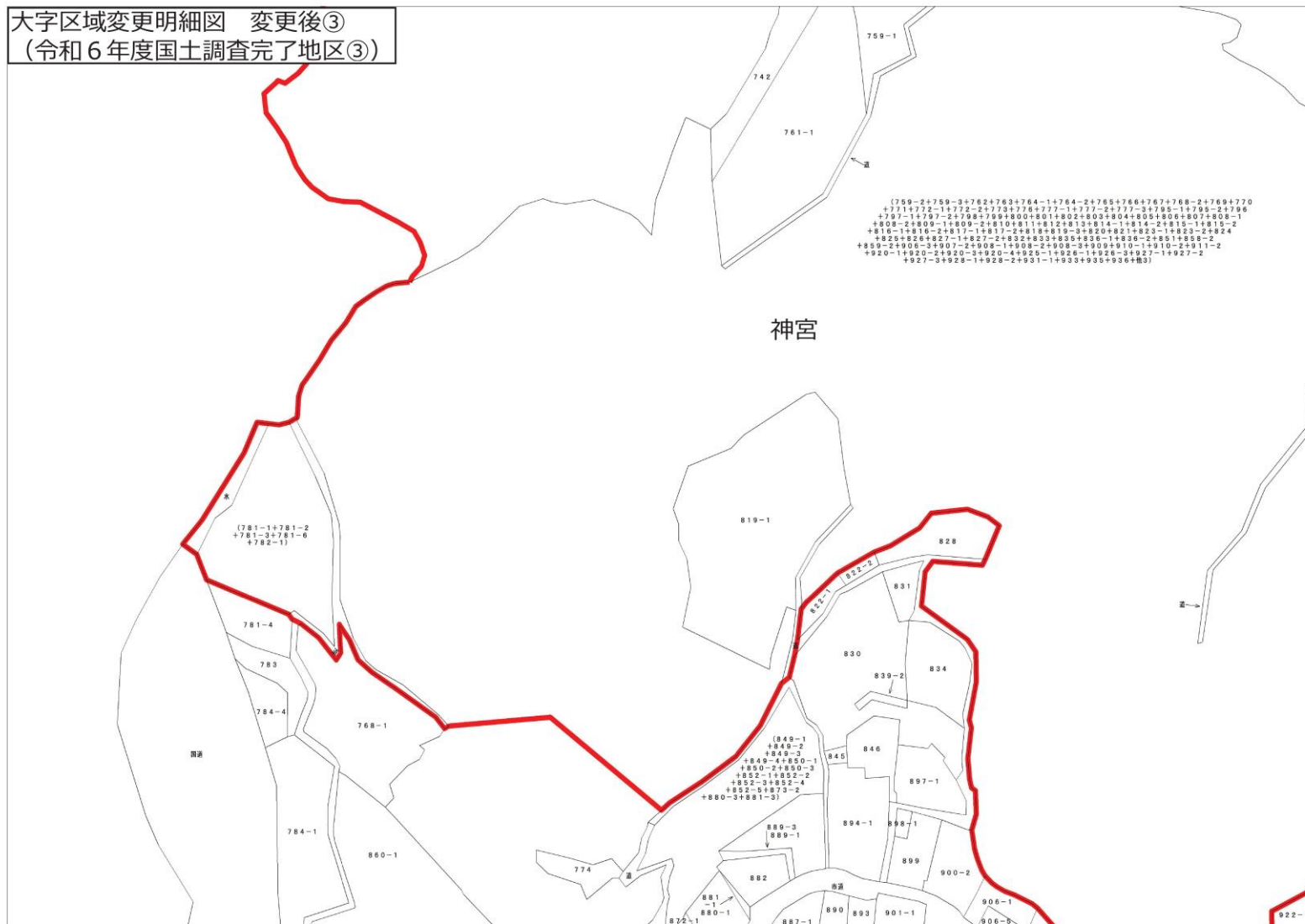
大字区域変更明細図 変更後②
(令和6年度国土調査完了地区②)



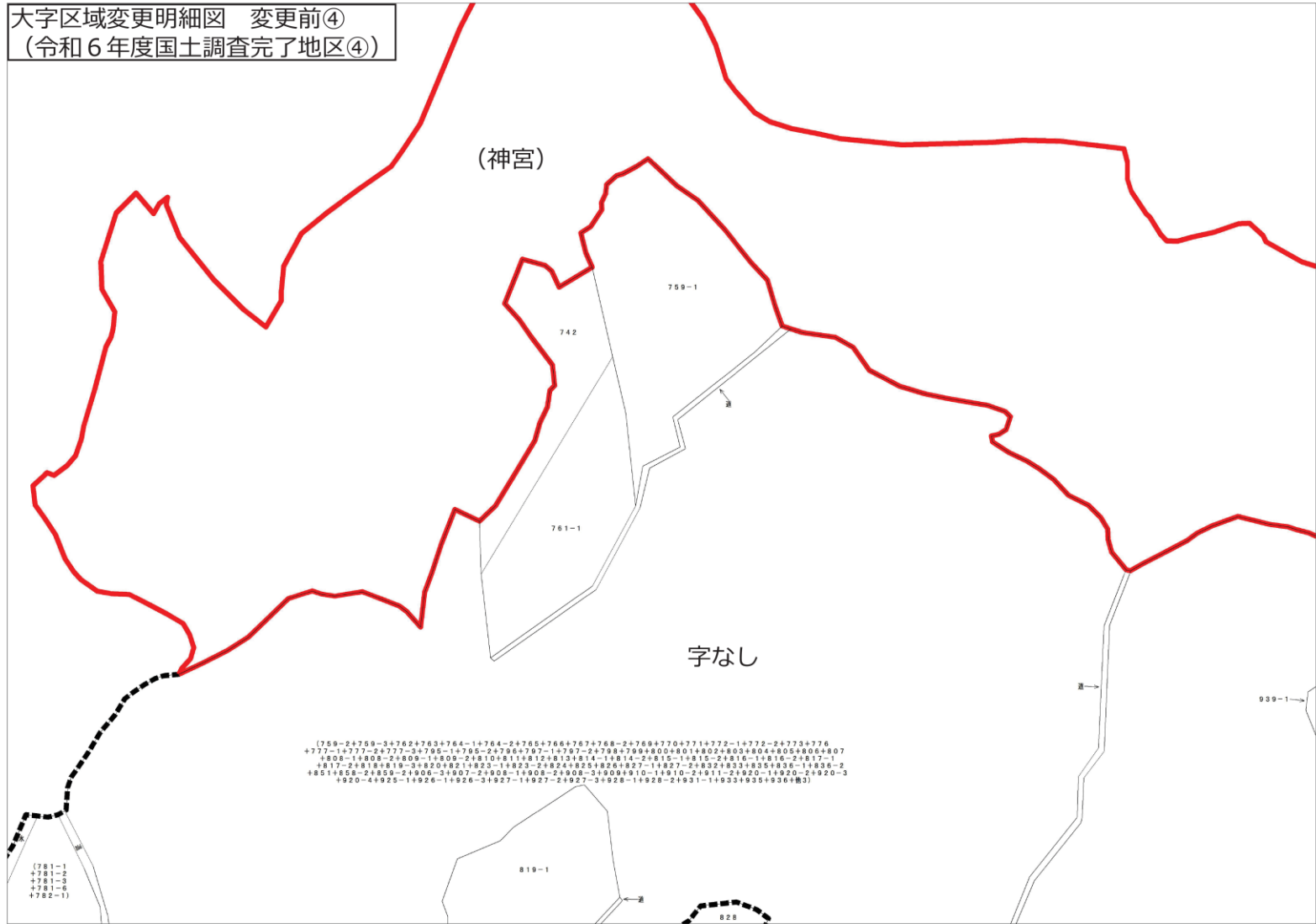
大字区域変更明細図 変更前③
 (令和6年度国土調査完了地区③)



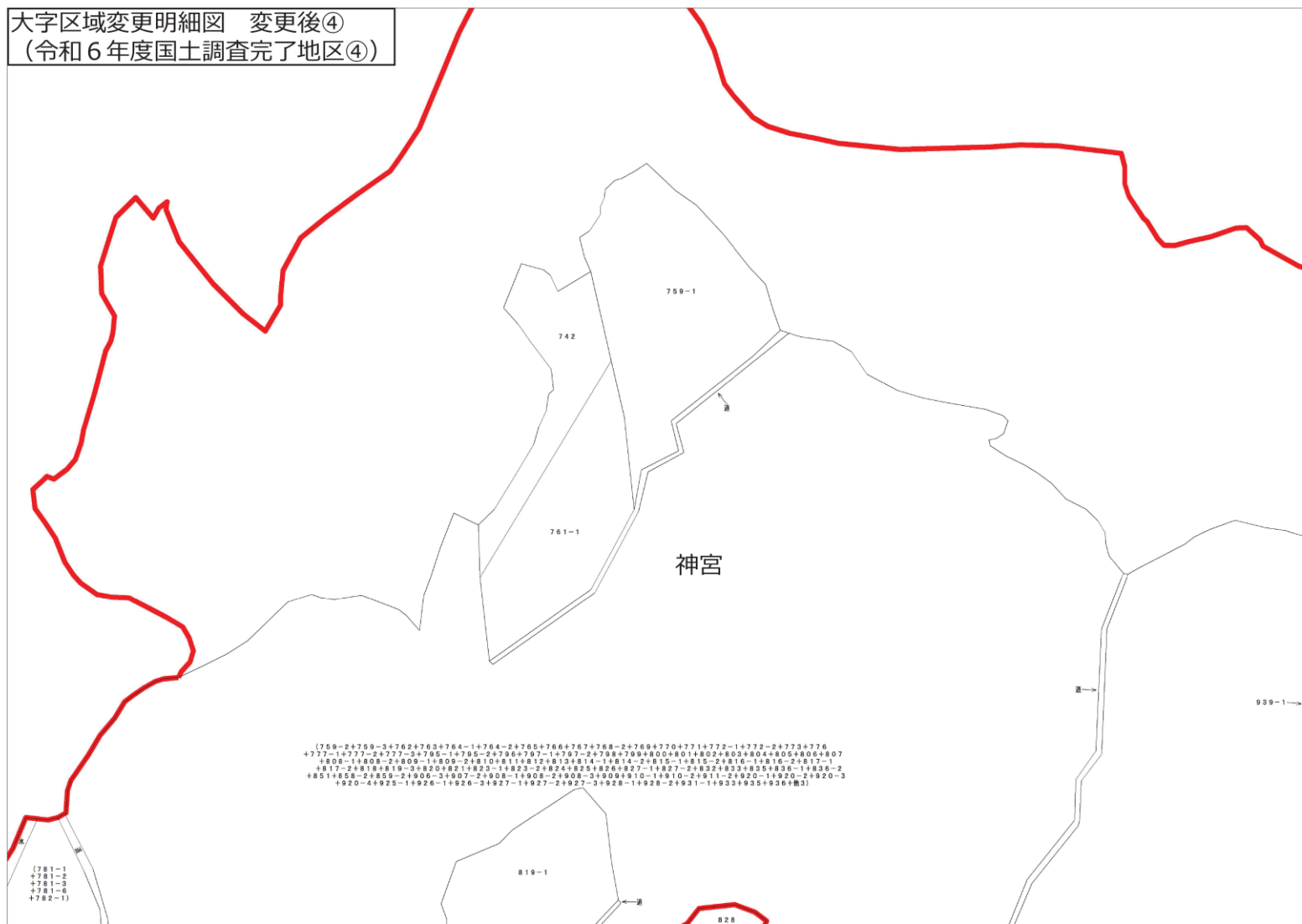
大字区域変更明細図 変更後③
 (令和6年度国土調査完了地区③)



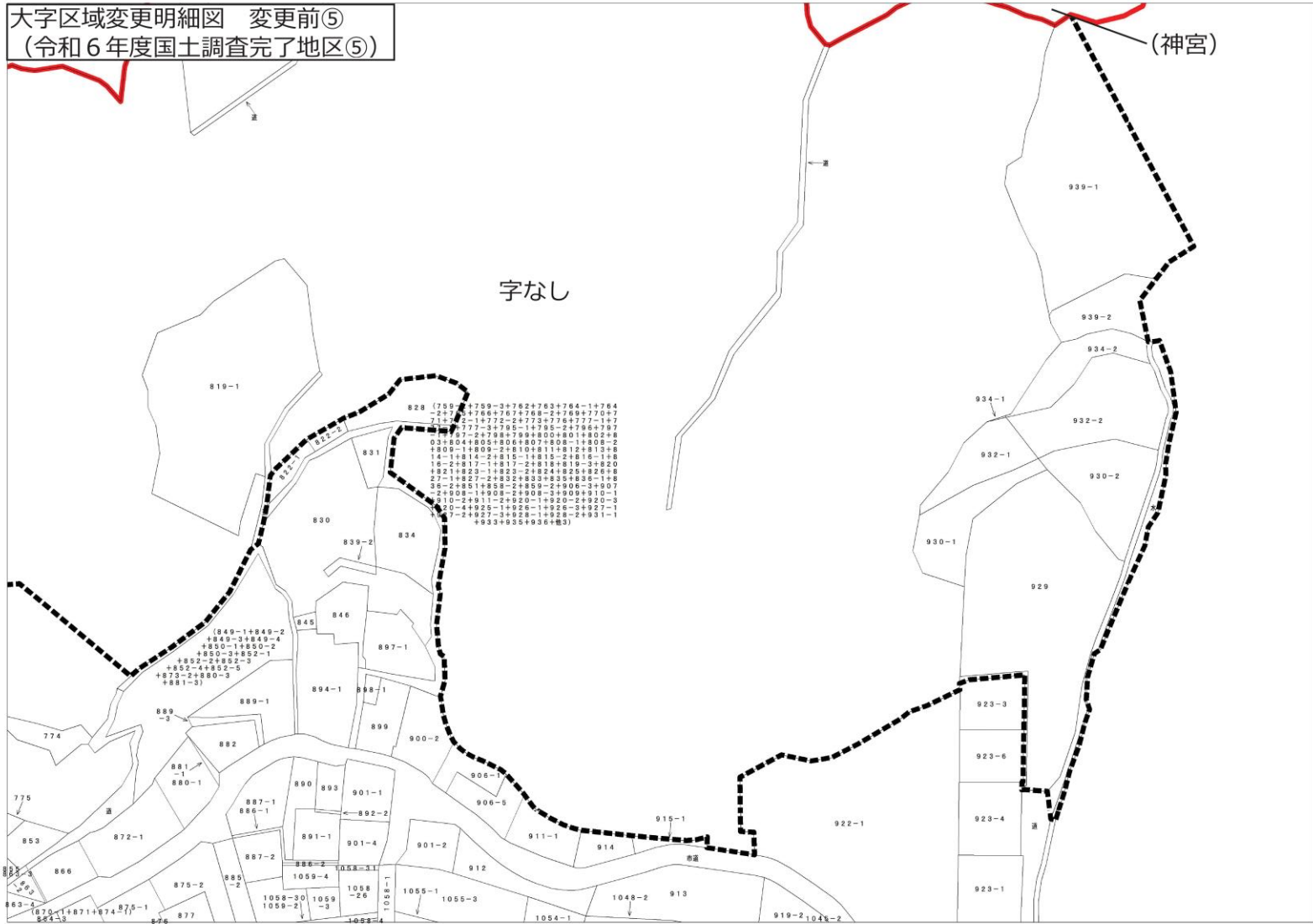
大字区域変更明細図 変更前④
(令和6年度国土調査完了地区④)



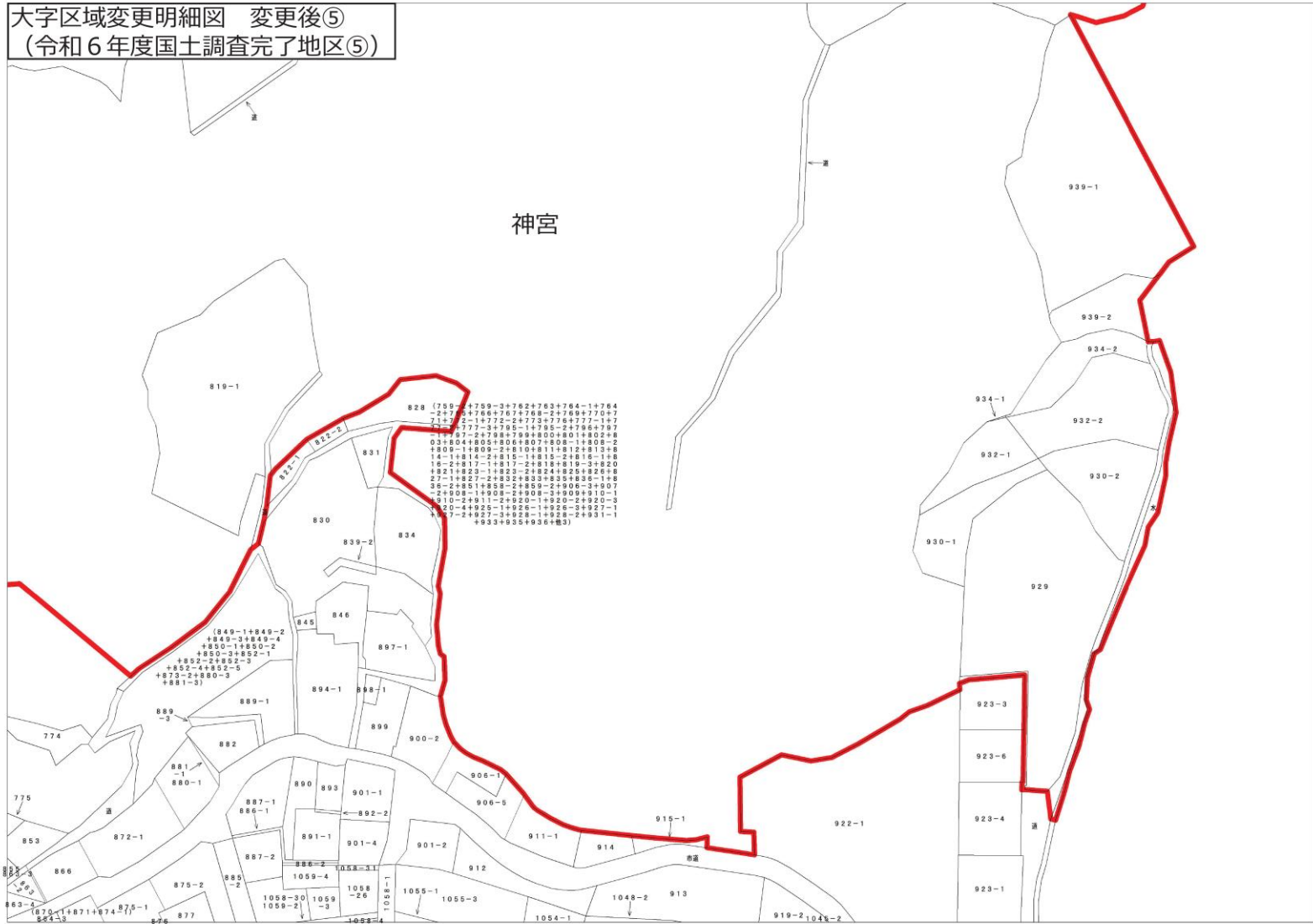
大字区域変更明細図 変更後④
 (令和6年度国土調査完了地区④)



大字区域変更明細図 変更前⑤
(令和6年度国土調査完了地区⑤)

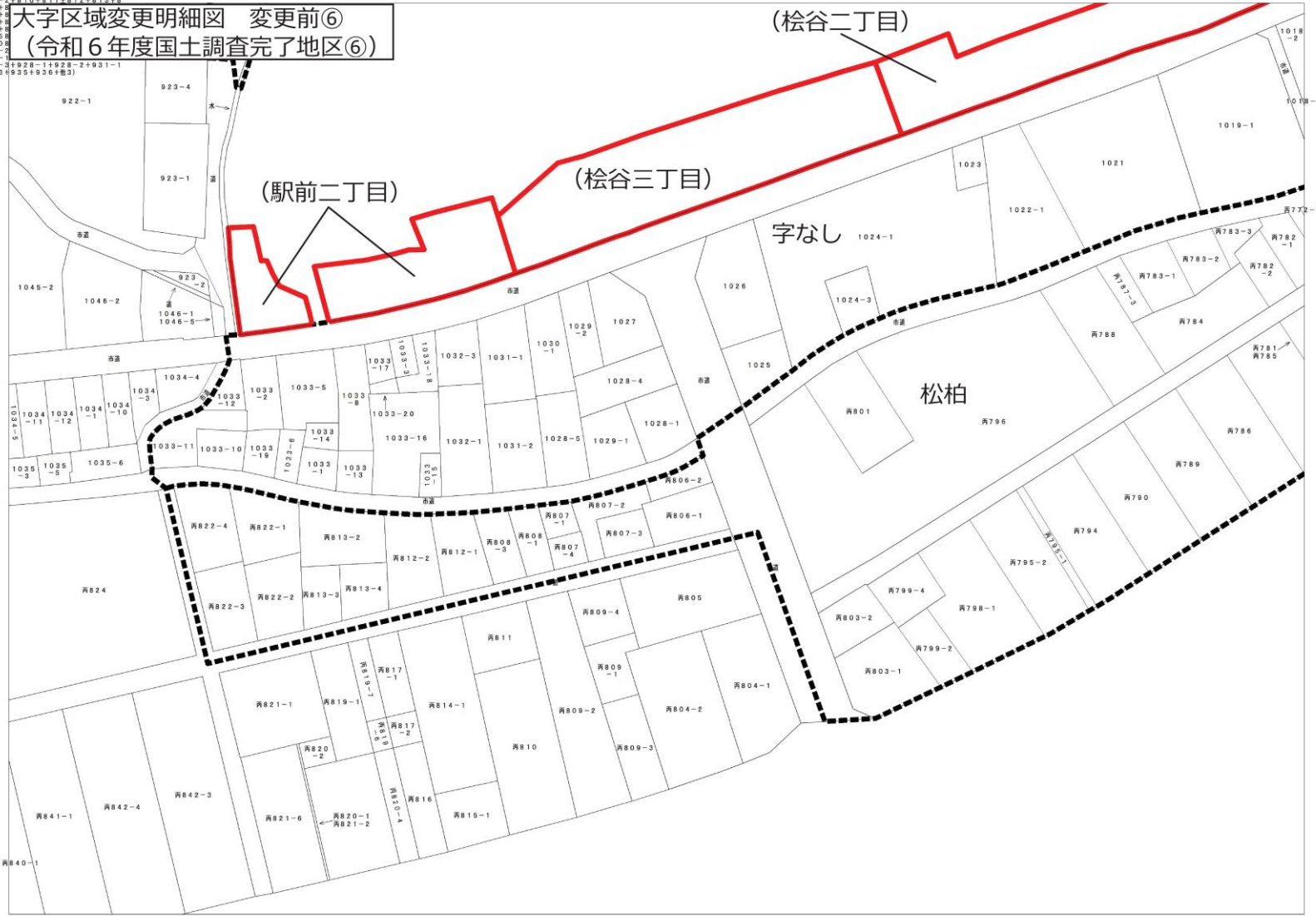


大字区域変更明細図 変更後⑤
(令和6年度国土調査完了地区⑤)



19-24759-3+762+763+764-1+764
765+766+767+768-2+769+770+7
772-1+772-2+773+774+775-1+7
24777-3+795-1+795-2+798+797
797-2+798+799+800+801+802+8
804+805+806+807+808-1+808-2
99-1+809-2+810+811+812+813+8
1814-2+8
28817-1+8
18823-1+8
18827-2+8
28831+8
908-1+908
10-2+911
10-4+925
17-2+927-1+928-1+928-2+931-1
+933
+935+936+93

大字区域変更明細図 変更前⑥
(令和6年度国土調査完了地区⑥)



19-24759-3+762+763+764-1+764
765+766+767+768-2+769+770+7
772-1+773-2+774+775+776-1+7
24777-3+795-1+795-2+798+797
797-2+798+799+800+801+802+8
804+805+806+807+808-1+808-2
99-1+809-2+810+811+812+813+8
1814-2+8
2887-1+8
18823-1+8
18827-2+8
28851+888
908-1+908
10-2+911
10-4+925
17-2+927-3+928-1+928-2+931-1
+933
+935+936+93

大字区域変更明細図 変更後⑥
(令和6年度国土調査完了地区⑥)

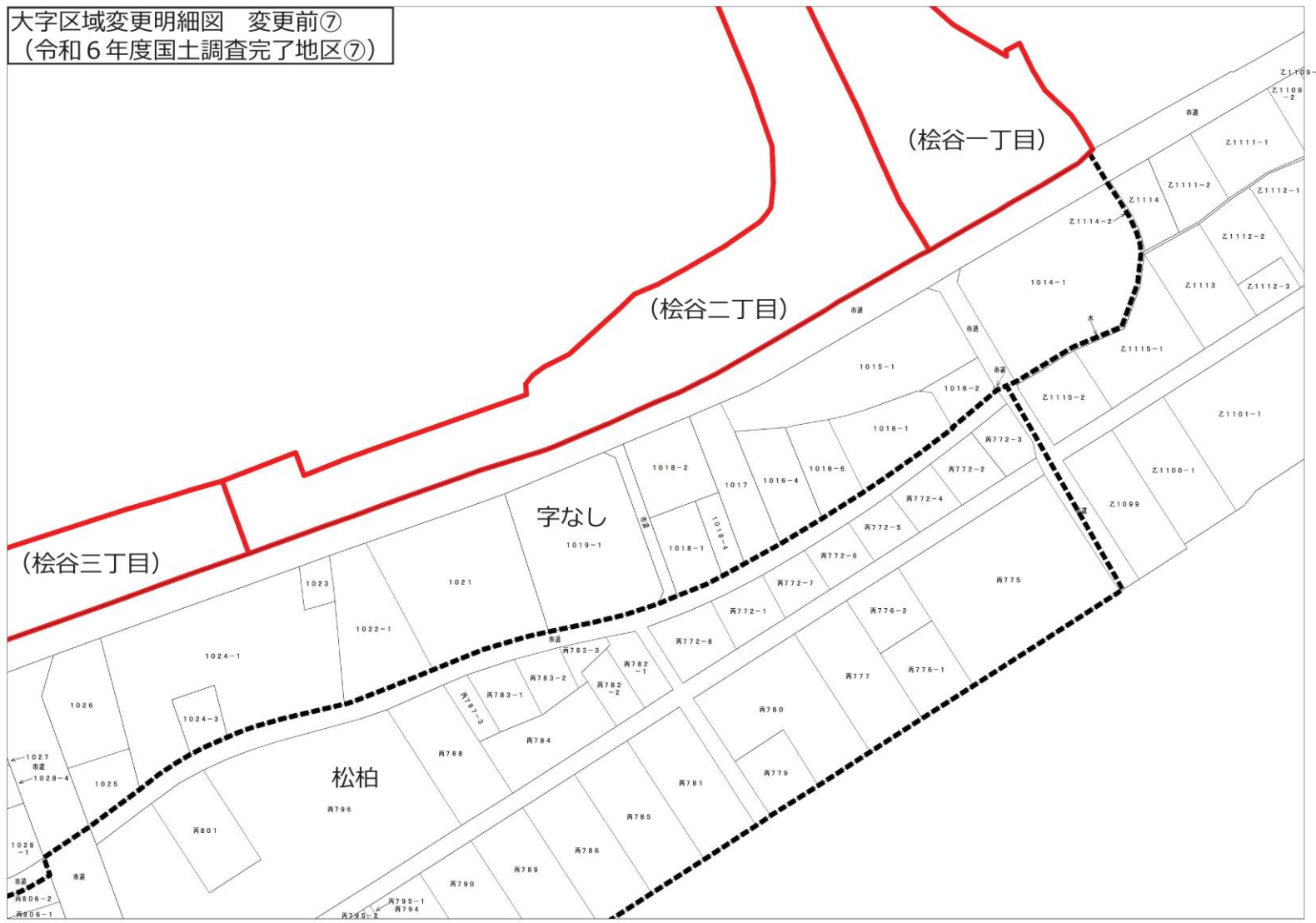
椋谷二丁目

駅前二丁目

椋谷三丁目



大字区域変更明細図 変更前⑦
(令和6年度国土調査完了地区⑦)



大字区域変更明細図 変更後⑦
(令和6年度国土調査完了地区⑦)



件名	八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号） ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）
施行日	令和 7 年 4 月 1 日（一部規定は公布の日）

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告に基づき、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）を令和 7 年 4 月 1 日に施行するため、所要の改正を行う。

1 八幡浜市職員の給与に関する条例

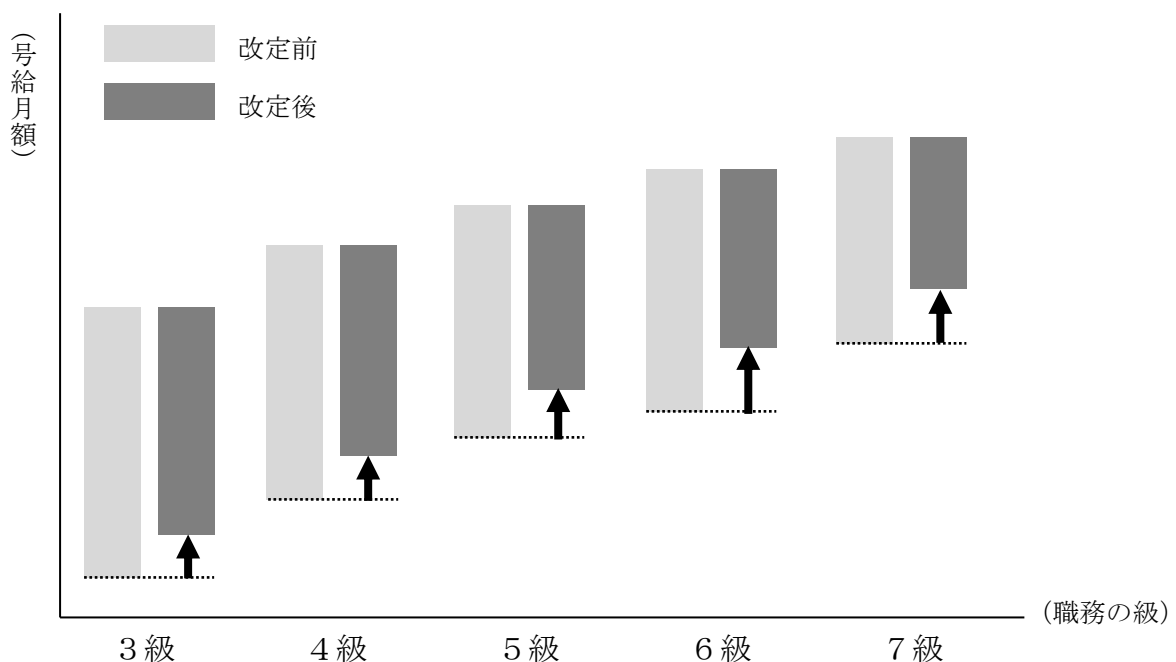
八幡浜市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例

八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

（1）給料表の改定

若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するため、行政職給料表であれば、3 級以上の初号近辺の号給をカットして、各級の初号の額を引き上げる（その他の給料表についても同様の改定を行う）。



《参考》行政職給料表 号給切替表

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2

(例) 6級であれば、改定前の1～13号給が新しい1号給となる。

※給料表の改定は、初号近辺の号給がカットされるのみであり、実質的な給料月額に変動がないことから、国家公務員のような若手・中堅優秀者の早期昇格がなければ、昇格時の給料月額に影響はない。

(2) 昇給号給について

行政職給料表7級の職員(部長級)の昇給号給を3号給から4号給とする。

(3) 諸手当について

①扶養手当

配偶者に係る手当を段階的に廃止するとともに、子に係る手当を増額する。

	現行	令和7年度	令和8年度
配偶者	6,500円	<u>3,000円</u>	<u>廃止</u>
子	10,000円	<u>11,500円</u>	<u>13,000円</u>

※表中の金額は月額で、上記以外の扶養親族に係る手当は変更なし

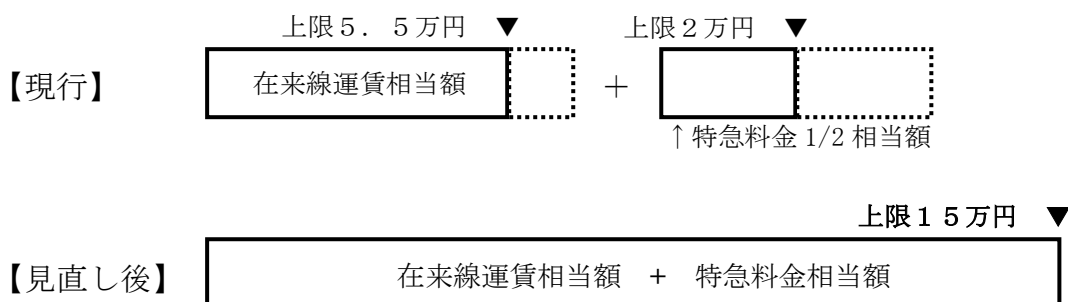
②管理職員特別勤務手当

平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大する。

	現行	改正後
時間帯	午前0時～午前5時	<u>午後10時</u> ～翌日午前5時

③通勤手当

- ・支給限度額を15万円に引き上げる。
- ・特急料金等の特別料金も支給限度額の範囲内で支給することとし、支給要件を緩和する。



④単身赴任手当

採用時から支給を可能とするよう支給要件を拡大する。

- ### ⑤定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への手当支給の拡大
- 住居手当を支給できるようにする（支給額は一般職員と同様）。

※「八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例」は住居手当について、「八幡浜市水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」は扶養手当、管理職員特別勤務手当及び住居手当について同様の改正を行う。

2 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○特定任期付職員業績手当を廃止し、期末手当及び勤勉手当を支給する形に再編

		6月期	12月期	計
令和6年度	期末手当	1.70月	1.70月	3.40月
令和7年度	期末手当	<u>0.95月</u>	<u>0.95月</u>	<u>1.90月</u>
	勤勉手当	<u>0.875月</u>	<u>0.875月</u>	<u>1.75月</u>
	合計	<u>1.825月</u>	<u>1.825月</u>	<u>3.65月</u>

議案第 12 号関係

件名	八幡浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）
施行日等	令和 7 年 4 月 1 日 （改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用）

【1. 改正の経緯】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）は、非常勤消防団員や消防作業に従事した者等に対する損害補償の額や内容等を定めており、具体的内容については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められている。

令和6年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、改正を行う。

【2. 改正の概要】

(1) 補償基礎額の改定（第5条第2項第1号関係）

別表 補償基礎額表

(単位：円)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900 (12,500)	13,700 (13,350)	14,500 (14,200)
分団長及び副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,500)
部長、班長及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,800)

備考：（）内書は現行の補償基礎額である。

(2) 補償基礎額の改定（第5条第2項第2号関係）

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。

(3) 補償基礎額の改定（第5条第3項関係）改正後の扶養に係る補償基礎額の加算額

第5条第3項における号		第1号	第2号	第3号～第6号
令和6年度	加算額（日額）	217円	333円	217円
令和7年度	加算額（日額）	100円	383円	217円

〈区分〉

第1号：配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

第2号：子（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）

第3号：孫（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫）

議案第 12 号関係

第 4 号：父母及び祖父母（60 歳以上）

第 5 号：弟妹（22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹）

第 6 号：重度心身障害者

議案第 19 号関係

件名	八幡浜市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	産業建設部 建設課
根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）
施行日	公布日

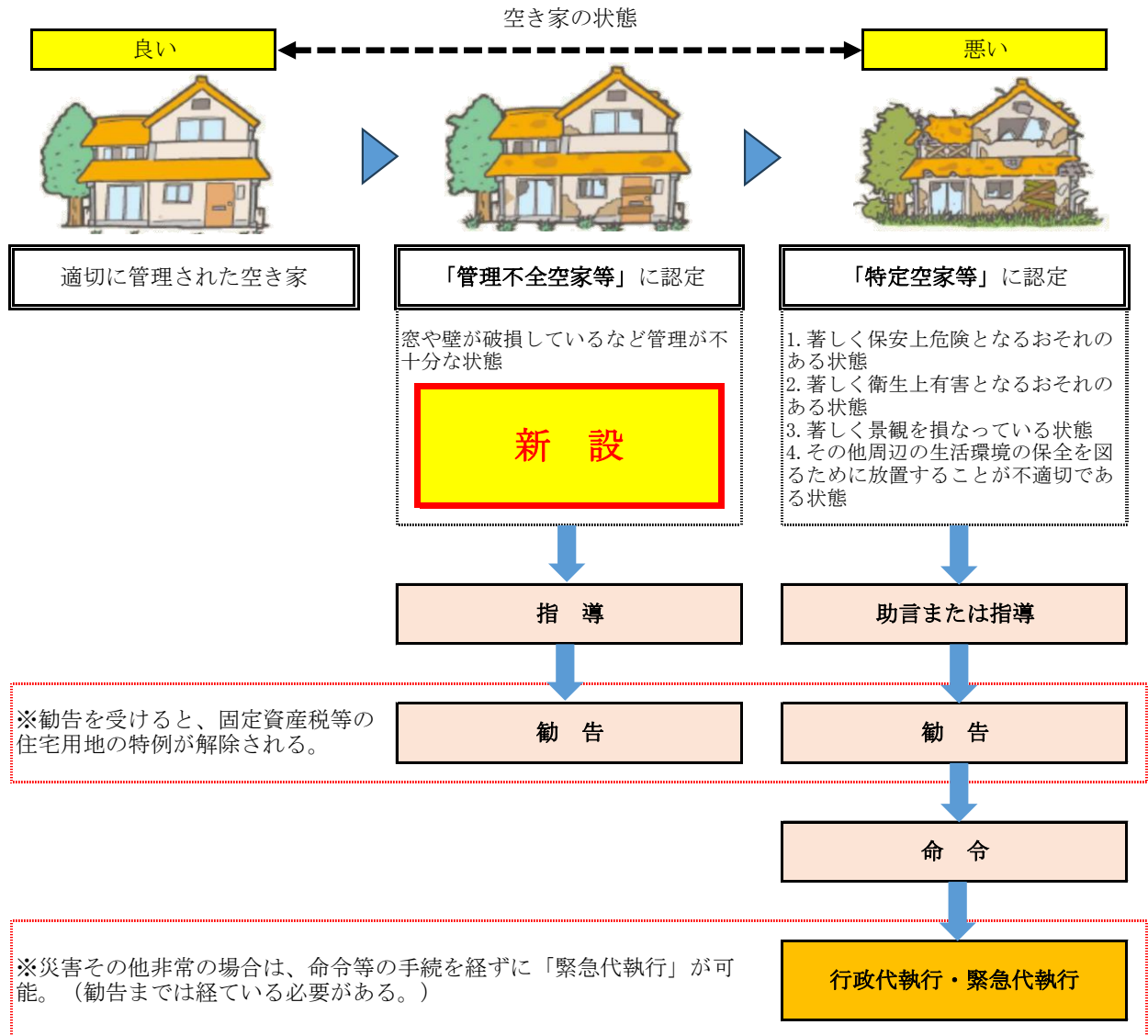
【1. 改正概要】

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）改正にあわせて改正（管理不全空家等に対する措置及び特定空家等に対する緊急代執行の適用に係る規定の整備）

【2. 改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
第 2 条 【定義】	法第 2 条 法第 5 条 法第 13 条	○条例改正に伴う条文の整備 ○法改正にあわせて新設 ※「管理不全空家等」の定義
第 4 条 【所有者等の責務】	法第 5 条	○法改正にあわせて改正 ※所有者等の責務の強化
第 10 条 【管理不全空家等の認定】	法第 13 条	○法改正にあわせて新設 ※「管理不全空家等」の認定に係る規定
第 11 条 【管理不全空家等に対する指導及び勧告】	法第 13 条	○法改正にあわせて新設 ※「管理不全空家等」に対する指導及び勧告に係る規定
第 12 条 【特定空家等の認定】	法第 2 条	○条例改正に伴う条文の整備
第 13 条 【特定空家等に対する助言又は指導及び勧告】	法第 22 条	○条例改正に伴う条文の整備
第 14 条 【特定空家等に対する命令】	法第 22 条	○条例改正に伴う条文の整備
第 15 条 【公示】	法第 22 条	○条例改正に伴う条文の整備
第 16 条 【行政代執行法の適用】	法第 22 条	○条例改正に伴う条文の整備 ○法改正にあわせて新設 ※「緊急代執行」の適用
第 17 条～第 21 条		○条例の条ずれに伴う改正

【3. 法による措置手順】



【参考 空家等対策の推進に関する特別措置法（抄）】

（適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置）

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告をすることができる。